

委員会提出議案第 8 号

持続可能な都市環境のための生産緑地の利活用に関する決議について

上記の議案を、別紙のとおり提出する。

令和 7 年 1 0 月 9 日

東広島市議会議長 奥 谷 求 様

提 出 者 東広島市議会議会運営委員会
委員長 岩 崎 和 仁

(提案理由)

本市議会において実施した一般質問・代表質問を政策提言に結び付ける取組の結果、持続可能な都市環境のための生産緑地の利活用に関して、その利活用を通じて、持続可能な都市環境の形成と地域共生社会の実現を目指し、緑地の戦略的な保全と活用に向けた施策の展開を図ることについて、執行部に求める必要があると認められたため、決議を行うことについて議会の議決を求めるものである。

持続可能な都市環境のための生産緑地の利活用に関する決議（案）

本市は、第五次東広島市総合計画後期基本計画における重点テーマの一つとして「Well-beingを実感できる地域共生社会の実現」を掲げている。これは、人口減少、超高齢化、核家族化、単身化の進行により、人と人とのつながりが希薄化し、社会的孤立や支援を求めることが困難な人の増加といった課題が顕在化していることを踏まえたものである。これらの課題を解決するためには、住民同士のコミュニケーションを大切にし、互いに支え合いながら生きる地域づくりが極めて重要となっている。

また、同計画の「暮らしを支える拠点地区の充実」では「良好な市街地形成の推進」が主な取組として位置づけられており、公園や広場などの公共空間の整備を通じて、市民の憩いや交流の場、災害時の安全・安心の場の確保が図られている。これらの空間は、多世代の人々が自然に集い、交流する場として機能し、新たなコミュニティの形成を促進することで、互いに支え合う地域づくり、すなわち、地域共生社会の実現に寄与するものである。

このような公共空間の一つとして、生産緑地は重要な役割を果たすものである。生産緑地は、都市における貴重な緑地資源であると同時に、都市住民が自然と触れ合い、農業を通じて交流する場としても機能するもので、これらの機能は、地域のつながりを強固なものとし、孤立の防止や支え合いの促進につながることから、「Well-beingを実感できる地域共生社会」の実現に資する都市インフラとして位置づけることができる。

1974年に制定された生産緑地法は、都市部での宅地化による緑地の減少やスプロール化に対応し、都市における緑地を確保する制度として一定の役割を果たしてきた。その後の制度改正では、面積要件や建築制限の緩和、税制上の優遇措置に加え、生産緑地の所有者が指定から一定期間（30年）が経過した後、自治体に買取りを申し出ることができる制度が整備されるなど、良好な緑地としての保全が推進されてきた。

さらに、2018年には「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が施行され、生産緑地の貸借が安心して行える新たな仕組みが導入された。これにより都市農地は、住民への新鮮な地元産生産物の供給にとどまらず、地域住民の交流や防災空間

の拠点としての機能を発揮するなど、都市における多面的な価値を持つ資源としての可能性が広がっている。

本市においても、生産緑地を「都市の公共インフラ」と位置づけ、行政・農業者・住民・民間企業が協働することで、都市農業の多面的な価値を最大限に活かし、地域の生活の質の向上と賑わい、交流の創出を図る必要がある。

よって、本市議会は、生産緑地制度の利活用を通じて、持続可能な都市環境の形成と地域共生社会の実現を目指し、緑地の戦略的な保全と活用に向けた施策を展開するよう求めることを決議する。

年 月 日

東 広 島 市 議 会